

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成二十年度から平成二十九年度まで、十年間延長しようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、平成二十年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間を「年度の初日から四十五日」に「年度の初日から施行期日の前日までの日数」を加えたものとする修正が行われた。